鰺ヶ沢町商工会報
～大雨災害特別号～

発　行　鰺ヶ沢町商工会
〒038-2754　鰺ヶ沢町大字米町 25-1
ＴＥＬ　72-2376　ＦＡＸ　72-6653
Ｅ-mail：ajis2376@rose.ocn.ne.jp
http://www.ajigasawa.biz/
会員数 305 名（10 月 25 日現在）

大雨災害に伴う 事業継続・復興へ向けて

鰺ヶ沢町では８月９日の記録的な大雨により舞戸町地区を中心に大規模な水害被害を受けました。商工会では被災者の事業の継続・復興へ向け、次のような取組を行ってまいりました。

◆被害状況及び要望調査・報告

災害翌日より職員の巡回による被害状況及び町・県への要望調査を行いました。

調査内容は町及び青森県商工会連合会経由で県へ報告され、被害状況・規模に基づいた経済支援を決定する重要なデータとして活用されています。

◆特別相談窓口の設置

８月12日、「大雨災害に関する特別相談窓口」を商工会へ設置しました。大雨災害による直接的又は間接的な被害による相談を受付しております。

◆特別経営金融相談会の実施

８月31日～９月１日の２日間、商工会館にて「大雨災害に係る中小企業者向け特別経営金融相談会」を実施いたしました。会員・非会員含め述べ16名の事業者が相談に訪れ、金融相談や町・県での経済支援について説明を受けました。

被害状況及び要望調査結果

要望調査結果

9月2日時点

要望	件数
支援金、補助金等の経済支援	32
税、水道光熱費、家賃等の免除	6
中村川等の改修	11
ゴミ、泥の撤去	7
その他	7

頂いた要望は町及び県へ対し随時報告を行っております。

大雨災害被害額

9月2日時点

	被害額（万）		
	会員	非会員	計
営業施設	15,600	3,115	18,715
商品	21,811	3,430	25,241
車両・機械器具等	43,926	13,475	57,401
計	**81,337**	**20,020**	**101,357**

会　員：被害件数78件、うち住宅のみ7件（商工会調べ）
非会員：被害件数30件（町役場調べ）

◆災害見舞金の支給

被害に遭われた78件（うち１件辞退）の会員に対し、商工会より一律１万円の見舞金をお渡しいたしました。心ばかりではございますが、被害に遭われた会員の皆様の復興へ向け、少しでも足しになればと思っております。

◆青森県商工会連合会による現地視察

９月２日、青森県商工会連合会（以下、県連合会）による被害状況の現地視察が行われました。

県連合会副会長をはじめ、役職員８名が被災事業所や中村川の視察を行いました。また、県連合会より商工会へ見舞金20万円が手渡され、半田副会長より「被災した事業者を勇気づけるため、出来ることをしたい」とのお言葉を頂戴しました。

（上）被災地を視察する県連合会役職員
（下）県連合会半田副会長より見舞金を受け取る太田会長

◆青森県遊技業協同組合西北五支部より災害見舞金を受贈

９月８日、青森県遊技業協同組合西北五支部より30万円の災害見舞金を受贈いたしました。林支部長より「被災した商店街などの復旧や商工会の経済復興事業に少しでも役立てて頂きたい。」とのお言葉を頂戴いたしました。

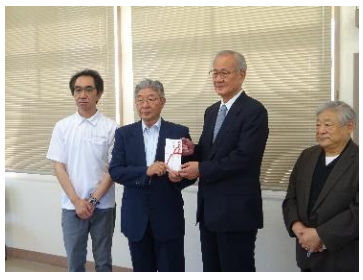

◆全国商工会連合会による現地視察

９月９日、全国商工会連合会（以下、全国連）による被災状況の現地視察が行われました。全国連会長や越智参議院議員（全国連顧問）をはじめ、役職員等４名が被災地の視察に訪れました。視察前に商工会館にて、鰺ヶ沢町平田町長より今回の大雨による被災状況の説明と質疑応答が行われました。また、全国連より商工会へ10万円の見舞金が全国連森会長より太田会長へ手渡され、「一日も早い復興のため要望があれば対応していきたい」とのお言葉を頂戴しました。その後、被災地各所を車で回り、ショッピングセンターパルでは直接被災者から被災状況について熱心に聴き取りをするなど視察を行いました。

（左）越智参議院議員（右）全国連森会長
（右２番目）全国連後藤常務理事

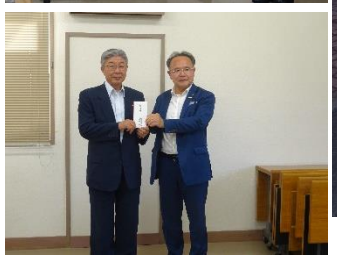

（上）被災状況を説明する平田町長
（下）全国連森会長より見舞金を受け取る太田会長

◆県内商工会等より見舞金を受贈

被災した地域の３商工会（鰺ヶ沢・深浦・中泊）を除く県内商工会及び県連合会より見舞金を受贈いたしました。また、その他にも風間浦村商工会及び（株）青森共同計算センターより災害見舞金を頂いております。今回頂いた全ての見舞金は被災されました会員の皆様の事業の再建と町経済の復興関連事業の支援のために有効に活用させていただいております。

◆その他各団体からの支援について

・鰺ヶ沢町商工会青年部

青年部では被害にあった11名の青年部員に対し一律１万円の災害見舞金を支給しました。新保部長は「コロナによる猛威が収まらぬ中、今回の災害を受けて中小事業者は今が最も辛い時期だと思う。このような時こそ、青年部一丸となり互いに助け合うことが大切。協力出来ることがあればいつでも相談してほしい。」と部員を激励しました。

・鰺ヶ沢町商工会女性部

女性部では11名の女性部員の事業所や倉庫、自宅等が、床上浸水等の甚大な被害に見舞われました。部では、被災された部員へ取り急ぎ支援できることを模索したところ、消毒液が足りなくて困っている、との声を耳にし、消毒作業に役立ててもらおうと、被災部員へ業務用の塩素系漂白剤を配布しました。今後も引き続き、復興に向けた取り組みを検討していきます。

・青森県火災共済協同組合

青森県火災共済協同組合では今回の鰺ヶ沢町での大雨災害に対し８月12日より契約者様宅へ訪問・被害調査を行いました。

舞戸町地区の事故受付件数37件中、20件が共済金お支払いの対象となり、述べ約２８４０万円の水災共済金のお支払いを確定。９月15日付で20件全てのご契約者様へのお支払いが完了しております。

◆最後に

鰺ヶ沢町商工会では引き続き災害復興に向け役職員一丸となって支援を行ってまいります。大雨による直接的被害はもちろんのこと、間接的な被害にも目を向け、鰺ヶ沢町で事業を行う皆様の発展のため尽力してまいります。

所得税及び復興特別所得税関係

災害により被害を受けられた方へ

1.災害により住宅や家財などに損害を受けた方

災害により住宅や家財などに損害を受けた方は、確定申告において**「所得税法」に定める雑損控除**の方法、**「災害減免法」に定める税金の軽減免除**による方法の**どちらか有利な方法**で所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受けられる場合があります。これらの２つの方法には、次のような違いがあります。

	所得税法（雑損控除）	災害減免法（税金の軽減免除）
対象となる資産の範囲等	生活に通常必要な資産（注 1）	住宅又は家財の損失額（注 2）が、その価額の 2 分の 1 以上である場合
控除額の計算又は所得税及び復興特別所得税の軽減額	控除額は次の①と②のうち、いずれか多い方の金額です。 ① 損失額－所得金額の 10 分の 1 ② 損失額のうち災害関連支出の金額－5 万円 ※「災害関連支出の金額」とは、災害により滅失した住宅や家財などの取壊し、除去、原状回復費用など災害に関連して支出したやむを得ない費用をいいます。	軽減額等は次のとおりです。 その年分の所得金額 ／ 所得税及び復興特別所得税の軽減額 500 万円以下 ／ 全額免除 500 万円超 750 万円以下 ／ 2 分の 1 の軽減 750 万円超 1,000 万円以下 ／ 4 分の 1 の軽減

（注 1）棚卸資産や事業用の固定資産、山林、生活に通常必要でない資産は、雑損控除の対象にはなりません。なお、生活に通常必要でない資産とは、別荘や競走馬、1 個又は 1 組の価額が 30 万円を超える貴金属、書画、骨とう等をいいます。

（注 2）資産に生じた損害金額から保険金などによって補てんされる金額を差し引いた後の金額をいいます。

2.災害により事業用資産などに被害を受けた個人事業者の方

災害により事業用資産や棚卸資産などに被害を受けた個人事業者の方は、その損失の金額を事業所得等の金額の計算上、**必要経費に算入**することができます。（保険金などにより補てんされる部分の金額は、必要経費に算入されません）また、損益通算してもなお引ききれなかった損失の金額（以下「純損失」といいます。）がある場合には、次のように取り扱います。

・青色申告の場合　純損失の金額を、その年の前年に繰り戻して還付の請求をするか、又はその年の翌年以後３年間に繰り越して、各年分の総所得金額等から控除することができます。

・白色申告の場合　純損失の金額のうちに被災事業用資産の損失の金額があるときは、その部分の金額は、翌年以後３年間に繰り越して、各年分の総所得金額等から控除することができます。

鯵ヶ沢町　大雨被害に関する被災者支援制度

項目	対象	支援内容	受付期限	担当課
災害見舞金（事業主用）	被災された店舗・事業所の事業主	見舞金１店舗あたり10万円を給付	令和4年11月30日	政策推進課　観光商工班
（仮称） 町事業者被災支援補助金	被災され、事業を継続する意思のある事業者	事業を継続する対象事業者に対し、店内の改修、設備・備品等の経費を1店舗あたり20%（上限あり）を補助 ・修繕等経費750万円～1,000万円は上限150万円 ・修繕等経費1,500万円以上は上限300万円	令和5年3月31日	政策推進課　観光商工班
町経営安定化サポート資金 「災害枠」特別保証料補助金	被災された町内事業者	資　金（設備資金・運転資金）の保証料を 補助限度額　1,000万円 期　間　10年（据置2年）以内 利　率　３年以内0.9%（3年超1.1%） 保証料　0.45%～1.90%補助率　町全額	令和5年3月31日	政策推進課　観光商工班

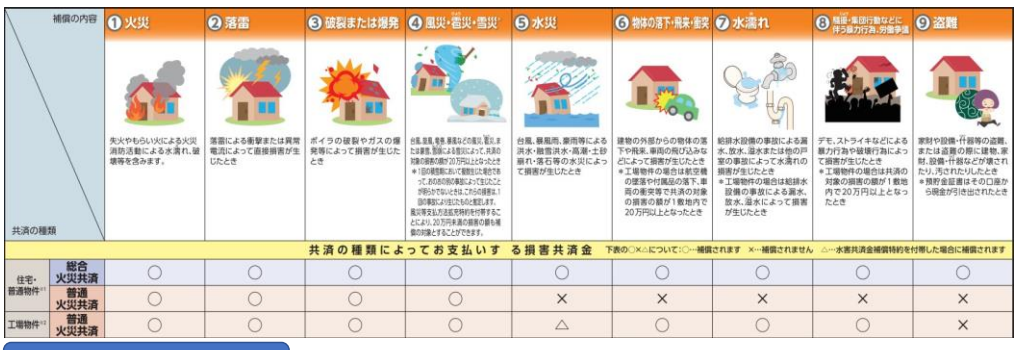

補償の内容 ／ 共済の種類	①火災	②落雷	③破裂または爆発	④風災・雹災・雪災	⑤水災	⑥物体の落下・飛来・衝突	⑦水濡れ	⑧騒擾・集団行動などに伴う暴力行為・労働争議	⑨盗難
	失火やもらい火による火災消防活動による水濡れ、破壊等を含みます。	落雷による衝撃または異常電流によって直接損害が生じたとき	ボイラの破裂やガスの爆発等によって損害が生じたとき	台風、旋風、竜巻、暴風などの風災、雹災、または豪雪、雪崩による雪災によって、共済の対象に損害が生じたとき ＊1回の補償において補償をできるだけ多くするため、どの災害が原因かはっきりしないときは、これらの補償は、1回の事故により出たものと推定します。	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災によって損害が生じたとき	建物の外部からの物体の落下や飛来、車両の飛び込みなどによって損害が生じたとき ＊工場物件の場合は航空機の墜落や付属品の落下、車両の衝突等で共済の対象の損害の額が1敷地内で20万円以上となったとき	給排水設備の事故による漏水、放水、温水または他の戸室の事故によって水濡れの損害が生じたとき ＊工場物件の場合は給排水設備の事故による漏水、放水、温水によって損害が生じたとき	デモ、ストライキなどによる暴力行為や破壊行為によって損害が生じたとき ＊工場物件の場合は共済の対象の損害の額が1敷地内で20万円以上となったとき	家財や設備・什器等の盗難、または盗難の際に建物、家財、設備・什器などが壊されたり、汚されたりしたとき ＊預貯金証書はその口座から現金が引き出されたとき
共済の種類によってお支払いする損害共済金（下表の○×△について○…補償されます　×…補償されません　△…水害共済金補償特約を付帯した場合に補償されます）									
住宅・普通物件※1 総合火災共済	○	○	○	○	○	○	○	○	○
住宅・普通物件※1 普通火災共済	○	○	○	○	×	×	×	×	×
工場物件※1 普通火災共済	○	○	○	○	△	○	○	○	×

お支払いする共済金

⑤水災

※普通火災（工場物件）に水害共済金補償特約を付帯した場合

総合火災共済（住宅物件）の場合	総合火災共済（非住宅物件）の場合		総合火災共済（住宅物件・非住宅物件）の場合	普通火災共済（工場物件）の場合 ※水害共済金補償特約を付帯
①建物や家財にそれぞれの共済価額の30%以上の損害が生じたとき	①建物や家財にそれぞれの害が生じたとき	共済価額の30%以上の損	共済金額 × 損害の額／共済価額 ＝水害共済金 ＊共済金額を限度とします。	共済金額 × 損害の額／共済価額 ＝水害共済金 ＊共済金額を限度とします。
②建物が床上浸水を被り、建物や家財にそれぞれの共済価額の15%以上30%未満の損害が生じたとき	②建物が床上浸水または浸水を被り、建物や家財15%以上30%未満の損	地盤面より45㎝を超えるにそれぞれの共済価額の害が生じたとき	共済金額 × 20% ＝ 水害共済金 1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円または損害の額×共済金額／共済価額のいずれか低い額を限度とします。	共済金額 × 20% ＝ 水害共済金 1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円または損害の額×共済金額／共済価額のいずれか低い額を限度とします。
③建物が床上浸水を被り、建物や家財に共済価額の15%未満の損害が生じたとき	③建物が床上浸水または浸水を被り、建物や家財15%未満の損害が生じ	地盤面より45㎝を超えるにそれぞれの共済価額のたとき	共済金額 × 10% ＝ 水害共済金 1回の事故につき、1敷地内ごとに150万円または損害の額×共済金額／共済価額のいずれか低い額を限度とします。	共済金額 × 10% ＝ 水害共済金 1回の事故につき、1敷地内ごとに150万円または損害の額×共済金額／共済価額のいずれか低い額を限度とします。
	④建物が床上浸水または浸水を被り、設備・什器害が生じたとき	地盤面より45㎝を超える等または商品・製品等に損	共済金額 × 25% ＝ 水害共済金 1回の事故につき、1敷地内ごとに500万円または損害の額×共済金額／共済価額のいずれか低い額を限度とします。	共済金額 × 25% ＝ 水害共済金 1回の事故につき、1敷地内ごとに1,000万円または損害の額×共済金額／共済価額のいずれか低い額を限度とします。

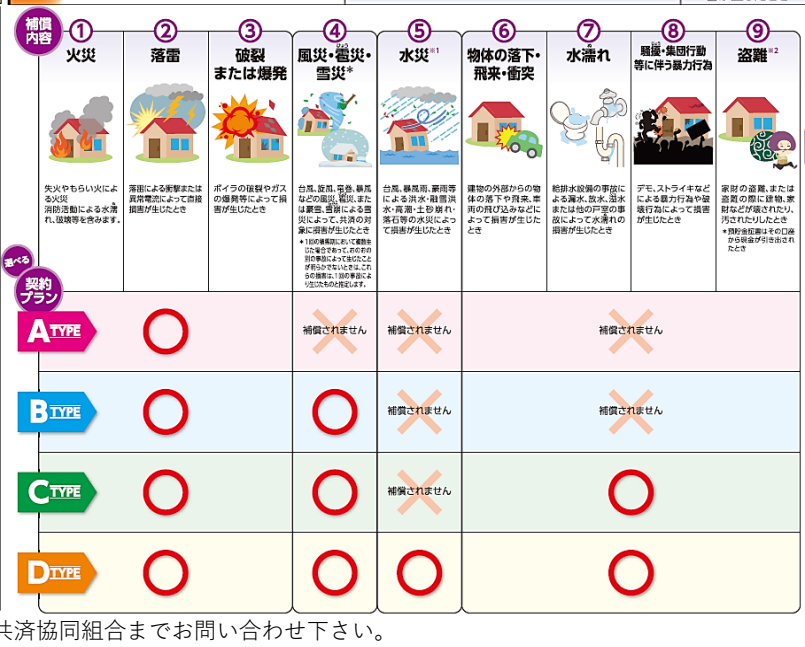

補償内容 ／ 選べる契約プラン	①火災	②落雷	③破裂または爆発	④風災・雹災・雪災※	⑤水災※1	⑥物体の落下・飛来・衝突	⑦水濡れ	⑧騒擾・集団行動等に伴う暴力行為	⑨盗難※2
	失火やもらい火による火災消防活動による水濡れ、破壊等を含みます。	落雷による衝撃または異常電流によって直接損害が生じたとき	ボイラの破裂やガスの爆発等によって損害が生じたとき	台風、旋風、竜巻、暴風などの風災、雹災、または豪雪、雪崩による雪災によって、共済の対象に損害が生じたとき ＊1回の補償において補償をできるだけ多くするため、どの災害の別の事故によってはじたことが明らかでないときは、これらの補償は、1回の事故により出たものと推定します。	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災によって損害が生じたとき	建物の外部からの物体の落下や飛来、車両の飛び込みなどによって損害が生じたとき	給排水設備の事故による漏水、放水、温水または他の戸室の事故による漏水、放水、温水によって水濡れの損害が生じたとき	デモ、ストライキなどによる暴力行為や破壊行為によって損害が生じたとき	家財の盗難、または盗難の際に建物、家財などが壊されたり、汚されたりしたとき ＊預貯金証書はその口座から現金が引き出されたとき
A TYPE	○			× 補償されません	× 補償されません	× 補償されません			
B TYPE	○			○	× 補償されません	× 補償されません			
C TYPE	○			○	× 補償されません	○			
D TYPE	○			○	○	○			

お支払いする共済金

【⑤水災】

（ア）建物が対象である場合は、協定再調達価額の30%以上の損害が生じたとき、家財が対象である場合は、再調達価額の30%以上の損害が生じたとき

（イ）共済の対象である建物または共済の対象である家財を収容する建物が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水により損害が生じたとき

水災による損害の程度（注）	（ア）共済の対象に30%以上の損害が生じたとき	（イ）床上浸水または地盤面より45㎝を超える浸水	
		共済の対象に15%以上30%未満の損害が生じたとき	共済の対象に15%未満の損害が生じたとき
共済金支払方法	損害額（修理費）（ただし、損害共済金として支払う額は１回の事故につき、共済金額を限度とします。）	支払限度額（共済金額）×20%（ただし、損害共済金として支払う額は１敷地内ごとに300万円または損害の額のいずれか低い額を限度とします。）	支払限度額（共済金額）×10%（ただし、損害共済金として支払う額は１敷地内ごとに150万円または損害の額のいずれか低い額を限度とします。）

（注）建物については協定再調達価額に対する損害の程度、家財については再調達価額に対する損害の程度となります。

詳しくは鯵ヶ沢町商工会又は青森県火災共済協同組合までお問い合わせ下さい。

青森県火災共済協同組合：弘前事務所　弘前市上鞘師町18-1（弘前商工会議所会館4F）　TEL0172-32-7436

取　扱　店　県内商工会・商工会議所・その他各地区取扱代理所

ホームページ　https://kyosai-aomori.jp/

お電話いただければ職員がお伺いいたします。気軽にお声掛け下さい。詳しくは商工会まで　ＴＥＬ：０１７３-７２-２３７６